

## 「福島県内における建築基準法の取扱い」 Q &amp; A

番号	Q	A
第 1	基準総則	
1-1	床面積 10 m <sup>2</sup> 以内の増築等について	
1	2の「一度の工事」とはどのような状態を指すのか。	工事着手から完了までの連続する期間です。
2	8 m <sup>2</sup> の増築工事中に追加で7 m <sup>2</sup> 増築する場合の取扱いはどうなるか。	追加工事の時点で15 m <sup>2</sup> の増築となり、建築確認が必要です。
3	8 m <sup>2</sup> の増築工事完了後にあらためて追加で7 m <sup>2</sup> 増築する場合の取扱いはどうなるか。	8 m <sup>2</sup> の増築と7 m <sup>2</sup> の増築の二度の工事となり、それぞれが10 m <sup>2</sup> 以内なので、建築確認は不要です。
4	4の「床面積10 m <sup>2</sup> 以内の棟は、棟数に計上しない。」のはどうしてか。	建築基準法施行規則様式に付属の（注意）4. 第三面関係⑱の取り決めのとおりです。
5	新築で床面積10 m <sup>2</sup> 以内の建築物1棟を申請する場合、申請棟数が0棟になるのは違和感がある。	同上